

菅原小学校いじめ防止基本方針

1、いじめの定義と基本的な考え

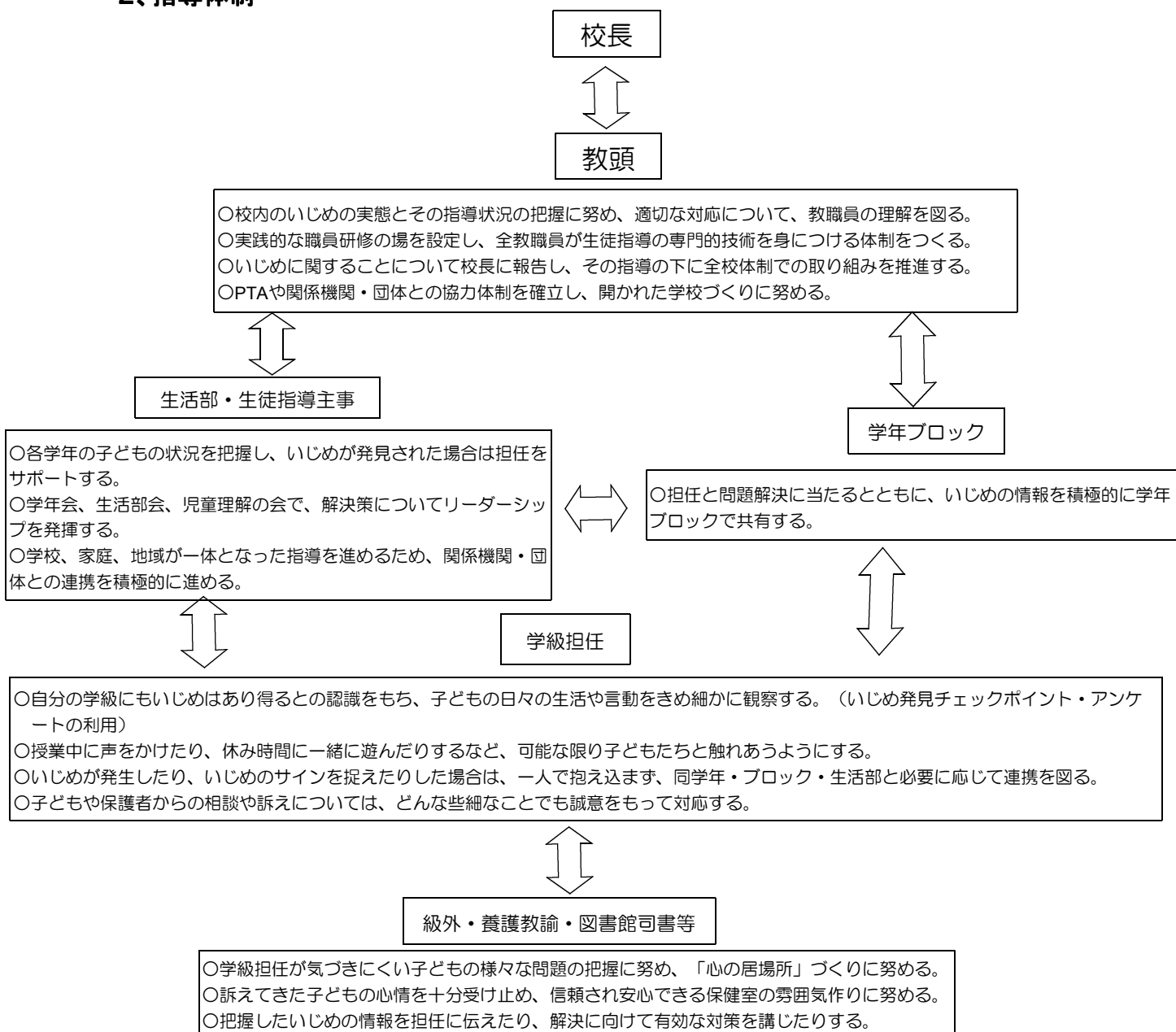
(1)いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。《いじめ防止対策推進法より》

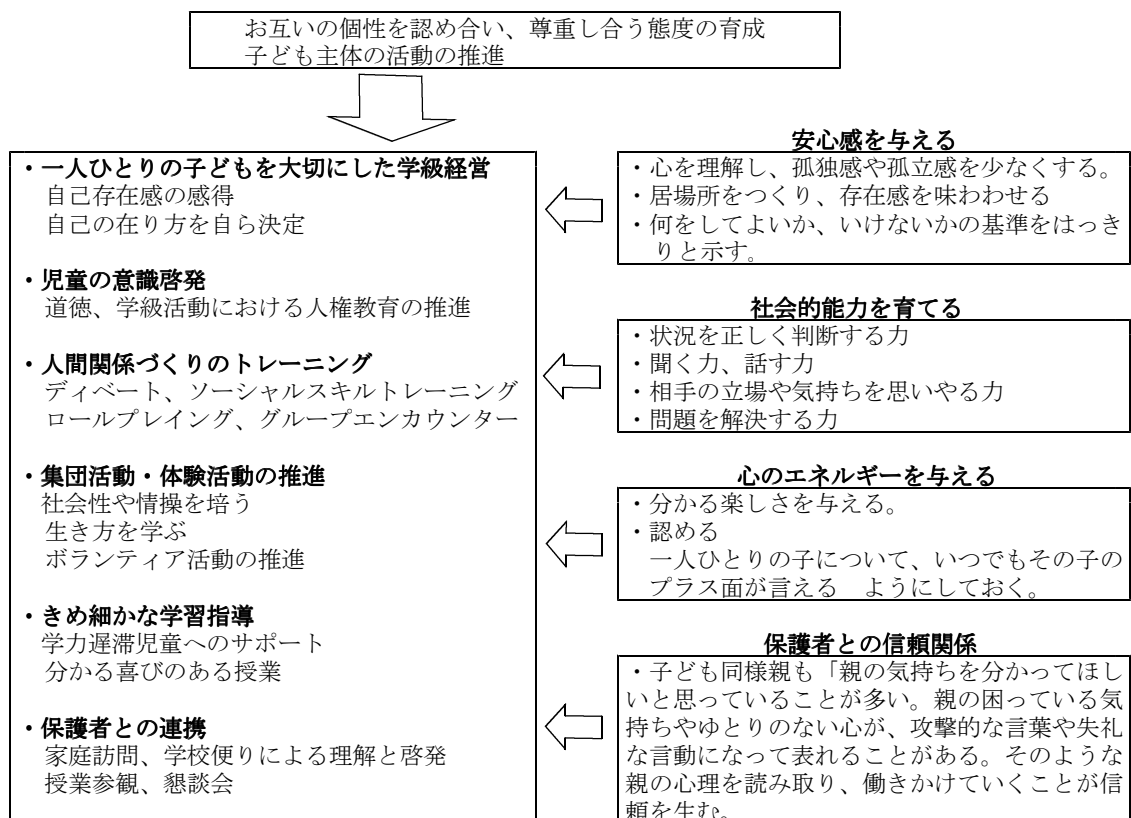
(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を教職員全員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2、指導体制



3、いじめの未然防止の取り組み



4、いじめの早期発見の取り組み(いじめ対応マニュアル参照)

(1)朝・帰りの会や授業中などの観察→いじめ発見のチェックポイントの活用

(2)個人面談の実施

・各学期はじめに教育相談週間を設定し、個人面談を行う。

(3)保護者や地域、関係機関との連携

・児童、保護者と学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や教育センター、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決にあたる。

5、いじめに対する早期対応《いじめ対応マニュアル参照》

(1)いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、関係教職員と連携して事実関係の正確な把握を行う。

(2)いじめの事実が確認された場合は、いじめが起きた時の対応策を参考に、いじめ問題対策チーム会議を開き、対応を協議する。

(3)いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・保護者への助言を継続的に行う。

(4)犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察などと連携して対処する。

《いじめが起きた時の対応策》

①いじめられた子への対応

1. いじめられている子を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに担任、養護教諭など誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
2. 決して一人では悩まず、親や担任など誰かに相談すべきことを十分指導する。
3. いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
4. いじめた子どもに謝らせたり、仲直りの握手をさせたりしただけで問題が解決したと安易に考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る
5. 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるように活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。

②いじめた子への対応

1. いじめられた子の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
2. いじめを見ていた子からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
3. 集団によるいじめの場合、中心人物が表面に出てこないことがある。集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
4. いじめた子が何がいじめか分かっていない場合は、何がいじめであるか分からせる。
5. いじめた子の不満や充足感を味わえない心理やいじめの背景にあるものを理解しその後の人間関係や様子をしっかりと観察する。
6. いじめが解決したと思っても、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあるので継続して十分な注意や観察をする。

③いじめられた子の保護者への対応

1. いじめの訴えはもちろん、どんな些細な相談でも真剣に受け止め誠意ある対応に心がける。
2. 家庭訪問や来校を求めたりして早急に話し合いの機会をもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちをしっかりと受け止め、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子を守り通すことを十分伝える。
3. 学校が把握している事実・実態を隠さず伝える。
4. 学校での様子について家庭との連絡を密にし、解決するまで継続的に保護者と連携する。
5. 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、どんなに小さい変化についても連絡してもらうよう要請する。

④いじめた子の保護者への対応

1. いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
2. 担任が仲介役となり、いじめられた子の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うよう要請する。
3. いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
4. 子どもの変容を図るため、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6. いじめ防止のための校内組織

(1)いじめ問題対策チーム

- ・校内構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任、その他関係職員
- ・校外構成員
カウンセラー、いじめ対応アドバイザー、PTA会長、教育委員会など

(2)職員会での情報交換及び共通理解

- ・月に1度、教職員全員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

7、いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ問題対策チーム】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童についての情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級指導】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談会】
5	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間・個人面談	○行事を通じた人間関係づくり【運動会】	
6	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○行事を通じた人間関係づくり【遠足・なかよし班発足・縦割り掃除】 ○個人面談（情報収集）	
7	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	○保護者との情報交換【個人懇談】
8	○夏休み児童理解の会		
9	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【遠足】	
10	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	
11	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○個人面談（情報収集）	
12	○児童についての情報交換【職員会議】		
1	○児童についての情報交換【職員会議】 ○冬休み児童理解の会		○保護者との情報交換【個人懇談】
2	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び・6年生を送る会】 ○個人面談（情報収集）	○いじめ対策についての説明・啓発【フォーラム】
3	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	